明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第十七条第二項第二号中「（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）」及び「（同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第四十一条第一項中「三月以内」の下に「（当該農水産業協同組合が当該実施期間内に法第二十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った当該農水産業協同組合に係る取得株式等（法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

第四十一条第二項第二号中「（法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）」及び「（同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第四十三条第一項中「第十八条第一項」を「法第十八条第一項」に改め、「三月以内」の下に「（当該農水産業協同組合が当該実施期間内に法第二十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第三項又は法第十八条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される法第十六条第二項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った当該農水産業協同組合に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にこの命令による改正前の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項に規定する者に該当する者を監事に選任している農林中央金庫、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の監事については、この命令の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、この命令による改正後の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○内閣府令・農林水産省令第六号

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第十四条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百十三条の三第一項及び第八百四十七条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十九条第三項並びに同法第四十条第一項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項及び第三百二条第一項、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第四条第一項、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第十八条の二第一項並びに附則第十条第一項及び第二項並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十条の二第四項、第二十八条の二第二項並びに第三十五条第一項及び第六項（これらの規定を同法第九十五条において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項並びに第四十九条の四第三項（同法第五十一条第二項及び第九十五条において準用する場合を含む。）、同法第四十条の二及び第九十五条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項並びに農林中央金庫法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項及び第三百二条第一項の規定に基づき、農水産業協同組合の優先出資に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

農水産業協同組合の優先出資に関する命令等の一部を改正する命令

（農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部改正）

第一条　農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき理事又は経営管理委員）

第九条の二　法第十四条第二項において読み替えて準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　出資の履行（法第十二条第一項の規定による払込みをいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った理事又は経営管理委員

二　出資の履行の仮装が理事会又は経営管理委員会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該理事会又は経営管理委員会の決議に賛成した理事又は経営管理委員

ロ　当該理事会又は経営管理委員会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事又は経営管理委員

三　出資の履行の仮装が普通出資者総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該普通出資者総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事又は経営管理委員

ロ　イの議案の提案の決定に同意した理事又は経営管理委員

ハ　イの議案の提案が理事会又は経営管理委員会の決議に基づいて行われたときは、当該理事会又は経営管理委員会の決議に賛成した理事又は経営管理委員

ニ　当該普通出資者総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした理事又は経営管理委員

第十条第二項第二号中「第十四条第二項において」の下に「読み替えて」を加え、「第二百十二条第一項（第二号を除く。）に規定する義務を負う募集優先出資の引受人（次号において「請求対象者」という。）」を「第八百四十七条第一項に規定する支払を求める訴えについての前項第一号に掲げる者」に改め、「判断」の下に「及びその理由」を加え、同項第三号中「請求対象者」を「前号の者」に、「法第十四条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する支払を求める」を「同号の」に改める。

第二十六条中「方法とする」を「ものによる措置とする」に改める。

第二十八条第一項中「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法第十一条の二第一項又は第二項の規定による請求をした会員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面